

スポーツ事業に関する共催・後援名義使用に関する事務取扱要項

環境生活部スポーツ振興課

平成31年4月1日施行

令和5年3月2日改正

(目的)

第1条 この要項は、スポーツの普及・振興等を目的とした事業（他課の所管に属するものを除く。）について、共催又は後援を承認することに関し必要な事項を定めるものとする。

(区分)

第2条 共催・後援の区分については次のとおりとする。

- (1) 共催とは、共同での主催という趣旨であり、当該行事に行政上の見地から奨励の意を表するとともに、県として事業の企画、運営等に主体的に参画する場合をいう。
- (2) 後援とは、県以外の者が主催する当該行事に対して、県として行政上の見地から奨励の意のみを表する場合をいう。あわせて、県として事業の企画、運営等の指導、助言ができる場合をいう。

(共催・後援の承認基準)

第3条 共催・後援の申請があった場合には、次に掲げる基準により審査のうえ、原則的に全て満たす場合に承認することができるものとする。

- (1) 主催者、共催者及び後援者（以下「主催者等」という）が次のいずれかに該当すること。
 - ア 国、地方公共団体、これらに準ずる団体
 - イ スポーツの普及又は振興を主たる目的とする活動実績を有する団体であって、事業遂行能力が十分であると認める団体
 - ウ 主催者等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が含まれていないこと。
 - エ 主催者等に公の秩序又は善良の風俗に反する行為をし、又は行うおそれのある団体及びその関連団体が含まれていないこと。
 - オ その他適当と認める団体
- (2) 後援等名義使用を承諾することができる事業は、スポーツの普及・振興等に貢献すると認められる事業であって、かつ、次の全てを満たすこと
 - ア 公共性を有するものであること

- イ 営利を目的としないもの
- ウ 特定の政党若しくは政治的団体又は特定の宗教団体を支持又は支援をするものではないこと
- エ 特定の主義主張の浸透を図ることを目的としないもの
- オ 民間企業が行う場合には、県政運営上有益であると認められるもの
- カ 事業内容が法令等に違反していないもの、又は、公序良俗に違反していないものその他社会的な非難を受けるおそれがないものであること
- キ 行事等の登壇者や発信者等が2人以上いる場合、その性別に偏りがないうよう努められているものであること

(事務処理手続き)

第4条 後援の承認は、提出された申請書（様式1）及び関連資料を審査の上、原則として事業開始1ヶ月前まで申請書を提出するものとする。

申請書に添付すべき関連資料はおおむね次のとおり

- ア 団体概要（設立目的及び活動内容）
- イ 事業概要（事業内容・参加料等を盛り込んだ実施要領・企画書、予算書）
- ウ 表彰者を決定する方法を記載した書類
- エ その他必要と認める書類

(事業報告書)

第5条 知事杯を承認した場合は、主催者等の実績報告書を提出させるものとする。なお、実績報告書の提出がない場合は、次回の承認はしないものとする。